

資料 1

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	R6事業実績(回数・人數等)		担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課
									R6事業実績(回数・人數等)	担当課評価					
I	誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり	1.仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	1. 市民に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	講座・講演会等の開催や啓発資料の配布等を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。				講座・講演会等での啓発	A	ホームページ及び男女共同参画情報誌にて啓発を行ったが、さらなる啓発活動を検討する。		38	市民活動推進課	
			2. 企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	企業に対して、育児・介護休業及び年次有給休暇の取得促進、長時間労働の是正、時短勤務、テレワーク、フレックスタイム制の導入等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに向け働きかけます。				国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	B	一定の取組はできた。	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	38	商工労働課	
			3. 職員に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	職員に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	職員の時間外勤務の削減や育児・介護休業及び年次有給休暇取得促進、時短勤務、テレワークの実施等、働き方の見直しに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組みます。				特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備	A	働きやすい職場環境の実現のため、事務応援制度の活用や理由書の提出による時間外勤務分析等、業務を効率化・平準化するための取組を実施した結果、時間外勤務の削減や年休の取得率向上に繋がった。	特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備	38	人事課	
			2. 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実	子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進	地域、学校、団体、事業所など、地域社会全体で子育て支援に取り組むための基本的指針となる「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図ります。			子ども・子育て協議会 3回	B	実施回数は、目標に達していないが、目的は達成することができた。	子ども・子育て協議会 2回	39	子育て支援課		
			3. 子育てに関する相談支援体制の充実	子育て総合支援センター「スマイルキッズ」において、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援・相談をワンストップで受け取ることができる体制を維持します。				・子育てコンシェルジュ声かけ件数 285件 ・家庭児童相談件数 106件	B	おおむね目標どおり取り組むことができた。	・子育てコンシェルジュ声かけ件数 2,600件 ・家庭児童相談件数 60件	40	子育て支援課		
			4. 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実	延長保育や一時保育、病児保育、障がい児保育などの充実を図り、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの提供に努めます。				・延長保育 18箇所 ・時預かり事業 8箇所 ・医療的ケア児の受入 1箇所 ・病児保育実施 2箇所	A	予定どおり実施できた	・延長保育 17箇所 ・時預かり事業 8箇所 ・医療的ケア児の受入 1箇所 ・病児保育実施 2箇所	40	子育て支援課		
			5. 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブにおいて、児童の保護者が安心して働くことができる環境づくりに努めます。また、希望するすべての家庭が利用できる体制の整備に努めます。				・児童クラブ 12ヶ所 ・児童館 6ヶ所	A	予定どおり実施できた	・児童クラブ 12ヶ所 ・児童館 6ヶ所	40	子育て支援課		
			6. 家族介護者の支援の充実	介護者の高齢化など、介護者が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るために、介護者に対する支援体制の充実を図ります。				・家族介護者交流事業 51人	B	参加者は前年度と同程度となってい。今後も事業周知に努めていく。	・家族介護者交流事業 65人	40	高齢福祉課		
			7. ヤングケアラーの支援	家族の介護等を行っている子どもへの相談体制の充実に努めます。				・あたまの健康チェック受験者 157名 ・介護予防関係講座の参加者 延べ757名 ・住民運営通いの場 90箇所	B	介護予防関係講座の延べ参加者は前年と同程度となっている。今後も介護予防の推進に努めていく。	・あたまの健康チェック受験者 250名 ・介護予防関係講座の参加者 延べ900名 ・住民運営通いの場 121箇所	40	高齢福祉課		

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	R6事業実績（回数・人數等）		担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課
									R6事業実績（回数・人數等）	担当課評価					
1 男女共同参画による男女の働き方改革と家事・育児・介護の支援	3 男女の働き方改革と家事・育児・介護の支援	3 男女の働き方改革と家事・育児・介護の支援	3 男女の働き方改革と家事・育児・介護の支援	1 男性の働き方に対する意識改革の促進	国や県、関係機関等が開催するセミナー情報や啓発資料の配布等により、テレワークや時短勤務、フレックスタイム制の導入等、男性の働き方についての意識改革を促進します。			パンフレット・ホームページ等による啓発	A	窓口にパンフレットを設置し、男女共同参画情報誌にて啓発を行った。			41	市民活動推進課	
				2 男性職員の育児・介護休業制度等の普及・啓発	男性職員（市役所）への育児・介護休業取得の啓発をするとともに、休業や時短勤務等が取得しやすい職場環境の整備を図ります。			・特定事業主行動計画に基づき、職場環境を整備 ・該当職員へ個別に啓発	A	男性の育児休業取得者が大幅に増加している。これは、育児休業制度の周知に努めることとともに、対象となる男性職員に育児参加計画を作成・活用させることで、職場における協力体制の確立と男性も育児参加しやすい雰囲気づくりが進んでいることが要因である。			41	人事課	
				3 男性の家事・育児等に関する学習機会の充実	男性が積極的に家事や育児等に関わることができるよう、地域交流センターにおいて男性料理教室等の講座を開催します。			講座の開催数 102回 講座の受講者数 1,833人 うち男性料理教室 50回 489人 親子料理教室等 21回 435人 家庭教育学級 31回 909人	B	若年層や働く世代が参加しやすい講座を開催することで、性別に関係なく男女が講座の開催数 100回ともに違う家事・育児・介護に対する意講座の受講者数 2,000人識向上を図る必要がある。			41	社会教育課	
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	1 市政における女性の参画の推進	1 市政における女性の参画の推進	1 各種審議会等における女性登用の推進	各種審議会等委員の積極的な女性の登用を図ります。			審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づいた適正運営の推進、助言	B	各審議会等においては、3割を目標に女性委員を選任しているが、専門的な知見や見地をもつ立場の方を選任することによって、性別に関係なく選任されている。			42	人事課	
				2 市政への参加の促進	市民意見公募（パブリックコメント）制度活用による多様な主体の市政への参画機会を促進します。			実施（6回）	A	制定する過程において適宜実施している	市の基本的な計画、条例等を策定、制定する過程において随時実施			42	企画課
		2 市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進	1 女性職員の活躍推進	1 女性職員の活躍推進	多様な研修による女性職員の能力開発を推進するとともに、女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置を展開します。			・山口県ひとづくり財団等が実施する研修への参加機会の確保 ・成績主義、能力の実証に基づく昇任・昇格の実施	B	昇任・昇格については、性別に関係なく人材評価制度を活用した能力及び業績の実証に基づき実施している。また、研修参加についても、性別に関係なく本人の意向を尊重しながら研修参加させている。職員構成上係長级以上に男性職員が多い傾向にある。			43	人事課	
		2 事業所等における女性の参画の推進	2 事業所等における女性の参画の推進	1 協力要請 企業訪問時随時 ・ミニ面接会の開催（年4回）	企業・民間団体等への女性の登用が促進されるよう、啓発活動に取り組みます。			・協力要請 企業訪問時随時 ・ミニ面接会の開催（年4回）	B	一定の取組はできた。	・協力要請 企業訪問時随時 ・ミニ面接会の開催（年4回）			43	商工労働課
				2 企業・民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請	企業・民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請			ホームページにて「やまぐち女性の活躍推進事業者」を掲載し啓発企業・民間団体等への女性の登用促進の啓発及び協力要請を行った。	B					43	市民活動推進課
	3 難ものが能力を発揮できる就業環境の整備	3 難ものが能力を発揮できる就業環境の整備	3 難ものが能力を発揮できる就業環境の整備	1 均等な雇用機会と待遇の確保	1 男女の均等な雇用機会確保の啓発	国や県、関係機関等と連携し、男女の均等な雇用機会や待遇の確保が図られるよう「男女雇用機会均等法」の関係法や制度などの周知に努めます。		国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	B	一定の取組はできた。	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）			44	商工労働課
				2 事業所における意識改革の推進	男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者等を支援する「やまぐち男女共同参画推進事業者」等の制度周知を図り、市内の認証事業所が増えるように努めます。			ホームページにて啓発	A	ホームページにて「やまぐち男女共同参画推進事業者」を掲載し啓発を行った。			44	市民活動推進課	
				3 労働相談に関する情報の提供	さまざまな労働問題に関する相談窓口を周知するとともに、その活用の推進を図ります。			国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	B	一定の取組はできた。	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）			44	商工労働課

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	さんようおのだ男女共同参画プラン令和6年度実績報告及び令和7年度実施計画		R6事業実績（回数・人數等）	担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課	
3	誰もが参加できる地域社会づくりの整備			2 多様な働き方を受容する環境の整備	就業・再就職対策の充実促進	1 就業・再就職対策の充実促進		地域職業相談室の利用促進を図るとともに、資格や技能取得に関する情報提供を行います。また、雇用調整等により離職を余儀なくされた方々の様々な相談に対応するため、「再就職支援窓口」を開設し、再就職支援・生活支援等を行います。	地域職業相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供		B	一定の取組はできた。	・地域職業相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供		45	商工労働課	
									国や県、関係機関等と連携し、労働環境の整備等の改善が図られるよう雇用分野における関係法令や制度の周知に努めます。								
					雇用分野における関係法令等の周知	2 雇用分野における関係法令等の周知		国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）		B	一定の取組はできた。	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）		45	商工労働課	
				3 ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭に対する経済的支援	1 ひとり親家庭に対する経済的支援		児童扶養手当や医療費助成、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。	母子家庭高等技能訓練促進費等給付金等の支給：6人支給		A	十分な取組ができた。	母子家庭高等技能訓練促進費等給付金等の支給：6人支給		46	子育て支援課	
									母子父子自立支援員等による相談窓口の周知を図るとともに、相談者に応じた支援に関する様々な情報を提供します。								
					就業・再就職支援の推進	2 相談業務の充実		地域職業相談室や再就職支援窓口における職業相談・紹介、再就職支援や、就労に必要な資格や技能習得に関する情報提供を行います。	地域職業相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供		B	一定の取組はできた。	・地域職業相談室、再就職支援窓口の開設 ・資格や技能取得情報の提供		46	商工労働課	
				4 農林水産業における男女共同参画の推進	農林水産業従事者における家族経営協定の普及	1 農林水産業従事者における家族経営協定の普及		家族で農林水産業経営に従事する世帯員が、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて家族間で取り組める「家族経営協定」の普及に努めます。	農林水産業従事者における家族経営協定の啓発		B	農業委員会等が出席する研修会及び各種会議において、当該制度の活用について呼びかけてきた。	農林水産業従事者における家族経営協定の啓発		47	農業委員会	
									農協・県漁協各支店等と連携した技術・経営管理講習会等の開催：4回		A	市生活改善実行グループ連絡協議会において、先進地視察による研修会を行い、宇部・美祢地域ステラ主婦では、経営改善の取組に関する研修会を開催した。	農協・県漁協各支店等と連携した技術・経営管理講習会等の開催：1回		47	農林水産課	
				4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備	1 地域づくりにおける男女共同参画の推進	地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実	1 地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実	女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会、社会教育団体等に対して、多様な主体が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報や学習機会を提供します。	女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供		B	会合や研修の事務を補助している	女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会等への情報提供		48	市民活動推進課	
									地域交流センターの講座・教室やクラブ等の活動を支援することにより、地域づくりの担い手を育成し、生涯学習活動の促進を図ります。								
						3 ボランティア活動やNPO活動等への支援		誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、市民活動団体やNPOの活動の情報提供を行います。また、市民活動センターを活用した市民活動団体への支援の充実を図ります。	市民活動センターを活用した、市民活動団体支援・情報収集提供、活動支援（イベント紹介）		B	市民活動団体へイベントや助成金等の情報提供を実施したが、協創の促進に向けてさらなる支援が重要	市民活動センターを活用した、市民活動団体支援（情報収集提供、人材育成・研修、活動支援・相談、活動拠点の提供、協創の促進）		48	市民活動推進課	
									地域活動団体において性別等による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが意思決定の場へ参加できるように啓発を行います。		C	昨年度と比較し、女性理事の割合は減少・自治会長の数は同数である女性の参画を促進していくことが求められる。	地域活動団体の意思決定の場へ女性の参画を促進・市ふるさとづくり協議会理事65名：うち女性理事11名・自治会長 338名：うち女性35名		48	市民活動推進課	

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	R6事業実績（回数・人數等）	担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課
								さんようおのだ男女共同参画プラン令和6年度実績報告及び令和7年度実施計画						
2	防災活動における男女共同参画の推進	1	防災会議における女性参画の推進	1	防災会議における女性参画の推進	防災会議における女性委員の積極的な登用を進め、女性の意見を導入できる環境整備を図ります。	山陽小野田市防災会議委員（4名）	B	防災会議員は、1号委員から8号委員までは災害対策基本法に基づく防災関係機関の役職者ある。市が依頼できる9号及び10号委員においては積極的に女性委員の登用を依頼している。	山陽小野田市防災会議委員（5名）	49	総務課		
		2	防災活動における女性参画の推進	2	防災活動における女性参画の推進	防災の現場への女性の積極的な登用を促進するため、消防団員の加入や防災士の資格取得などにおいて、女性の参画を推進します。	山陽小野田市防災会議2回	D	防災会議を2回（書面会議1回、会議1回）開催したが、普及啓発は実施していない。	女性防災士が増加するように防災士協会へ2か月に1回、普及啓発を行なう。	49	総務課		
		3	避難所運営におけるニーズの把握	3	避難所運営におけるニーズの把握	性の多様性や子育て世帯等に配慮した避難所運営のためのニーズ把握	性の多様性や子育て世帯等に配慮した避難所運営のためのニーズ把握	B	各地区で開催される防災訓練に参加し、女性の視点から避難所運営について検討した。	性の多様性や子育て世帯等に配慮した避難所運営や講演会の開催（女団連）	49	市民活動推進課		
		3	国際交流と多文化共生の推進	1	国際理解のための学習機会の充実	外国人のための日本語教室の開催や日本語学習支援者向け講座の実施により、外国人住民への学習機会の充実を図り、またその環境整備に努めます。	外国人のための日本語教室の開催/日本語学習支援者向け講座の開催 ・小野田教室：年間を通じ週1回 ・厚狭教室：年間を通じ月1回 ・支援者向け講座：2回	A	日本語教室の内容の充実を図り、質の向上に努めた。	外国人のための日本語教室の開催/日本語学習支援者向け講座の開催 ・小野田教室：年間を通じ週1回 ・厚狭教室：年間を通じ月1回 ・支援者向け講座：2回	50	市民活動推進課		
				2	外国人への情報提供	関係機関からの各種情報について、多言語による情報発信を行うとともに、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。	関係機関からの各種情報の提供	B	やさしい日本語の活用を意識した情報発信を行なった。	関係機関からの各種情報の提供	50	市民活動推進課		
				3	友好都市交流の推進	本市の友好都市であるオーストラリア・モートンベイ市への中学生海外派遣事業をはじめとした交流事業を実施することにより、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、市民が世界の文化に触れる機会を増やします。	モートンベイ市への中学生海外派遣事業を実施	A	中学生海外派遣事業のみならず、モートンベイ市の学生やモートンベイ市幹部の本市訪問、中学生と現地高校生のWEB交流等、友好都市との距離感がより身近なものとなった。	モートンベイ市への中学生海外派遣事業を実施	50	市民活動推進課		
		4	国際交流団体等への支援	市国際交流協会へ財政的・人的支援を行うことにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図ります。	世界の料理教室の実施1回 外国人とのふれあいバスターの実施1回	B	これまでどおり、ホストファミリー助成を継続し実施している。また、コロナ禍に休止していた外国人とのふれあいバスターを再開させ、国際意識の醸成を図った。	市国際交流協会への助成（ホストファミリー助成 10件）	50	市民活動推進課				
		5	多文化共生の推進	多文化共生社会の実現を図るため、外国人住民が地域社会の一員として共に生活していくための環境整備を図ります。	多文化共生社会の実現を図るため、講演等を実施	A	年2回多文化共生講座を実施し、1回目は18人、2回目は30人の参加があった。	多文化共生社会の実現を図るため、講演等を実施	50	市民活動推進課				

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	R6事業実績(回数・人數等)	担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課
■	誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり	5	ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成	1	ジェンダー平等の推進	1	性の多様性に関する理解促進	多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供を行い、ジェンダー平等の推進を図ります。	市広報・パンフレットによる啓発啓発物品の活用	A	男女共同参画情報誌を作成し、性の多様性やパートナーシップ宣誓制度、ワークライフバランスについて啓発した。	市広報・パンフレットによる啓発啓発物品の活用職員への説明会の開催	52	市民活動推進課
		6	多様性を尊重する人権教育・学習の推進	1	多様性を尊重する学校教育の充実	1	多様性を尊重する教育機会の充実	子どもたちが固定的な性別役割分担等にとらわれず、多様な生き方の選択ができるよう、多様性を尊重する視点に立った指導の充実に努めます。	・県指針及び推進資料に基づき展開例を全校実施	A	多様性、ジェンダー平等など人権を尊重する視点に立った学習指導、進路指導を始めとする教育活動を年間指導計画に基づき行うことができた。	・県指針及び推進資料に基づき展開例を全校実施	53	学校教育課
				2	地域とともにある学校づくりの推進活動や学校支援の推進等により、地域とともにある学校づくりを推進します。	2	地域とともにある学校づくりの推進活動や学校支援の推進等により、地域とともにある学校づくりを推進します。	・全学校実施	A	各学校において、学校運営協議会を協議の場、地域教育協議会を活動推進の場として、学校・地域協働活動や学校支援を推進した。	・全学校で実施	53	学校教育課	
		2	多様性を尊重する社会教育の充実	1	人権を考える集いの開催	1	多様性や人権の尊重意識の啓発を図るため、人権講座やヒューマンフェスティバル（県と共催1回）の開催	人権講座（4回）及び人権ふれあいフェスティバル（県と共催1回）の開催	A	アンケートでは参加者の9割以上が、人権問題についての関心・理解が深まったと回答した。	・人権講座（4回）及び人権ふれあいフェスティバル（1回）の開催	54	市民活動推進課	
				2	地域交流センターの講座や地域行事の開催	2	男女共同参画に関する理解を深めるため、地域交流センターの講座や地域での行事を通じた学習機会の充実を図ります。	49回 18,402人 (交流センターにおける地域との共催事業)	A	地域交流センターでの講座や行事は例年通り行われ多数の参加があつた。今後は新しいテーマの講座・行事等への参加者数 15,000人等の取り組みが必要。	・講座や地域行事の回数 40回	54	社会教育課	
		3	学校施設の地域開放	3	男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を開放します。	3	男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を開放します。	開放率100%	A	学校と協力して地域開放に努めた。	開放率100%	54	教育総務課	
		4	体育施設の充実 (スポーツ教室の開催)	4	日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、誰もが運動することができる場を提供します。	4	日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、誰もが運動することができる場を提供します。	20回	A	計画どおり取組を行うことができた。引き続き誰もが運動することができる場を提供できるよう取り組む。	20回	54	文化スポーツ推進課	
		5	情報提供の充実	5	人権教育・男女共同参画に関する理解を深めるため、市広報やホームページ等による学習機会の情報提供を行います。	5	人権教育・男女共同参画に関する理解を深めるため、市広報やホームページ等による学習機会の情報提供を行います。	・地域交流センター情報のホームページ掲載 ・地域交流センターだより発行 各校区内回覧	B	各センターでホームページの掲載やセンターダよりの発行を通じて、情報提供、事業報告が積極的に行われている。	・地域交流センター情報のホームページ掲載 ・地域交流センターだより発行 各校区内回覧	54	社会教育課	

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	R6事業実績（回数・人數等）		担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課
									R6事業実績（回数・人數等）	担当課評価					
				3	多様性を尊重する共生社会のリーダーの養成	1	女性のエンパワーメントを支援するための学習機会や情報の提供	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の開催や学習機会の充実と情報提供を行います。	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会の情報を提供	A	「やまぐち女性活躍応援団・地域シンポジウム」（県と共催）講演女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の学習機会の情報を提供して人材育成を目的とした講演会を開催した。		55	市民活動推進課	
						2	女性団体等への支援	女性団体等への活動支援や自主的活動及び団体間の交流会等を支援し、多様な主体からリーダーとなる人材育成と発掘に取り組みます。	女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動の支援 ・1団体、講演会3回	B	各センターでホームページの掲載やセンターにより発行各校区内回覧	・地域交流センター情報のホームページ掲載 ・地域交流センターにより発行各校区内回覧	55	社会教育課	
				3	組織充実のための支援		女性リーダーセミナーの開催、組織充実のための情報提供や講座等を行います。	女性教育リーダーセミナー（R6.7.27開催）1回/156名	A	会合や研修の事務を補助している	女性団体の育成、自主的活動及び団体間の交流活動の支援 ・1団体、講演会3回	55	市民活動推進課		
	誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	7	パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	1	パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	1	DVに関する広報・啓発	パートナー間におけるDV等の暴力について正しく理解し、社会全体で暴力を許さない意識を醸成するため、市広報やホームページ、パンフレット等を活用し、啓発活動に取り組みます。	随時、市役所トイレ、市民課窓口、出先機関に相談窓口カードを設置	A	窓口にリーフレットを設置し、市役所トイレ等に相談窓口カードを設置	・窓口にリーフレットを設置 ・市役所トイレ、市民課窓口、出先機関に相談窓口カードを設置 ・啓発ポスターをデジタルサイネージにて掲示	57	市民活動推進課	
				2	性犯罪・売買春・ストーカー行為等の防止啓発	2	ポスターやパンフレット等の配布等により、性犯罪・売買春・ストーカー行為の防止啓発に努めます。	随時、窓口にリーフレットを設置	A	窓口にリーフレットを設置している。	・窓口にリーフレットを設置 ・市役所トイレに相談窓口カードを設置 ・啓発ポスターをデジタルサイネージにて掲示	57	市民活動推進課		
				3	デートDVに関する啓発	3	デートDVに関する啓発	若年層に対して、デートDVに関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	随時、ポスター、リーフレット等の設置 「20歳のつどい」にて「デートDV」リーフレット配布	A	窓口にポスターやリーフレットを設置し、20歳のつどいにてリーフレットを配布した。	・リーフレット等の設置 ・「20歳のつどい」にて「デートDV」リーフレット配布 ・啓発ポスターをデジタルサイネージにて掲示	57	市民活動推進課	
				4	犯罪防止の環境整備	4	犯罪防止の環境整備	犯罪を未然に防ぐため、防犯外灯や防犯カメラを設置する自治会等に対して補助金を交付します。	補助金交付 防犯外灯新設36灯、防犯カメラ新設1台	B	防犯カメラの設置補助台数が1台のみであった。	補助金交付 防犯外灯新設35灯、防犯カメラ新設2台	57	生活安全課	
				2	相談体制の充実及び被害者の保護	1	相談窓口、相談機関の周知	市広報やホームページ、パンフレットの配布等により、相談窓口・相談機関の周知に取り組みます。	随時 ・市役所トイレ、市民課、出先機関等に相談窓口カード設置 ・市広報に相談先掲示 ・ホームページ掲示	A	窓口にリーフレットを設置し、市役所トイレに相談窓口カード設置	・窓口にリーフレットを設置し、市役所トイレ、市民課、出先機関等に相談窓口カード設置 ・市広報に相談先掲示 ・ホームページ掲示	59	市民活動推進課	
				2	相談体制の充実	2	DV相談員を配置し、複雑化・多様化する被害者からの相談に対して、適切に対応するとともに、相談しやすい体制づくりに努めます。また、府内関係課や関係機関と連携を強化し、きめ細やかな対応ができるよう努めます。	相談員による相談の体制の充実強化 ・相談員による困難を抱える女性からの相談件数：141件 ・配偶者等暴力相談連絡協議会にて注意喚起	A	配偶者等暴力相談連絡協議会にて関係課や関係機関との連携を再確認し、相談体制の充実強化を図った。	相談員による相談の体制の充実強化 ・相談員による困難を抱える女性からの相談 ・配偶者等暴力相談連絡協議会にて注意喚起	59	市民活動推進課		
				3	各種相談員のDV等に関する相談技術の向上	3	DVや男女共同参画等に関する研修に積極的に参加し、複雑化・多様化する相談内容に適切に対応できるようスキルの向上を図ります。	専門機関が実施する専門的・実践的な研修（オンライン含む）への参加 14回	A	相談業務の向上を図るために、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に参加した。	専門機関が実施する専門的・実践的な研修（オンライン含む）への参加	59	市民活動推進課		
				4	DV被害者の安全確保	4	県や警察等の関係機関と連携を強化し、被害者の状況に応じて迅速な安全確保に努めます。	県、警察、府内関係部署等と連携した相談員による困難を抱える女性からの相談の実施 141件	A	相談内容により関係する課と連携しながら実施しており、被害者の県、警察、府内関係部署等との連携を図ることができた。	・県、警察、府内関係部署等と連携した相談支援員による困難を抱える女性からの相談の実施	59	市民活動推進課		

基本目標CD	基本目標名称	重点項目CD	重点項目名称	施策CD	施策名称	具体的取組CD	具体的取組	内容	R6事業実績（回数・人數等）		担当課評価	評価コメント	R7目標値	プランページ	担当課					
									R6事業実績（回数・人數等）	担当課評価										
3	3 被害者の自立に向けた支援	3 被害者の自立に向けた支援	1 被害者の自立に向けた情報提供	県や府内関係課と連携し、被害者の自立に向けた相談や情報提供に努めます。	県や府内関係課と連携した相談員による困難を抱える女性からの相談 141件	A	相談内容により関係する課や関係機関と連携しながら実施しており、自立に向けた支援を行うことが相談の実施できた。	60	市民活動推進課											
		4 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	1 様々なハラスメントの防止啓発	市広報やホームページ等を通じてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。	市広報やホームページ等を通じてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の様々なハラスメント防止に関する要綱等の制度周知 ・ハラスメント相談窓口の充実	B	相談体制はあるが、ハラスメントに関する相談はなかった。	61	市民活動推進課											
		2 事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供・啓発	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する事業主の講ずる措置に関する情報提供や啓発を行います。	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	B	一定の取組はできた。	国・県からの啓発資料の設置（庁内、出先機関、商工会議所）	61	商工労働課											
		3 職員に対するセクシュアル・ハラスメント等に対する意識の醸成	「ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、職員のハラスメント防止に向けた意識の醸成を図ります。	「ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、職員のハラスメント防止に向けた意識の醸成を図ります。	B	ハラスメントの調査を実施し、その結果を踏まえて改めて制度の周知を図るとともに、管理職職員に対してハラスメント対策研修を実施した。引き続きハラスメントの無い職場づくりに努める必要がある。	ハラスメントの調査を実施し、その結果を踏まえて改めて制度の周知を図るとともに、管理職職員に対してハラスメント対策研修を実施した。引き続きハラスメントの無い職場づくりに努める必要がある。	61	人事課											
8	生涯を通じたみんなの健康の支援	1 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	1 介護予防、認知症予防の推進	高齢者が自分らしく健やかに安心して生活を送ることができるよう、介護予防を推進し、介護予防サービスの充実を図ります。	・あたまの健康チェック受験者 157名 ・介護予防関係講座の参加者 延べ757名 ・住民運営通いの場 90箇所	B	介護予防関係講座の延べ参加者は前年と同程度となっている。今後も介護予防の推進に努めていく。	・あたまの健康チェック受験者 250名 ・介護予防関係講座の参加者 延べ900名 ・住民運営通いの場 121箇所	63	高齢福祉課										
			2 健康づくりの推進	市民の健康寿命の延伸を目指すために、心身の健康を保ちつつ、誰もが年を重ねていくことができる「スマイルエイジング」を推進し、「知守」「食事」「運動」「交流」の4つの分野において、市民や関係機関と一緒に健康づくりに取り組みます。	・スマイルエイジング関連事業数 51事業事業 ・スマイルエイジング強化月間応援センター数143団体	A	予定どおり実施できた	・スマイルエイジング関連事業数 60事業事業 ・スマイルエイジング強化月間応援センター数150団体	63	健康増進課										
		3 相談体制・情報提供体制の充実	定例健康相談や高齢者相談事業等の実施、SOS健康・情報センターからの情報発信など様々な相談体制や情報提供体制の充実を図ります。	・定例健康相談：12回 74人 ・随時相談：来所 5件 電話 35件 ・SOS健康・情報センターからの情報発信・受信：25回 ・地域包括支援センター 1か所 ・サブセンター 4か所	C	新型コロナに対する相談がなくなったことにより減少した	・定例健康相談：12回 80人 ・随時相談：来所 15件 電話 50件 ・SOS健康・情報センターからの情報発信・受信：30回 ・地域包括支援センター 1か所 ・サブセンター 4か所	63	健康増進課											
		2 妊娠・出産等に関する健康支援	1 母性保護の重要性と正しい認識のための啓発	マタニティマークの周知や妊娠届出時の直接相談の実施、マタニティひろばの開催などにより、母性保護の重要性と正しい認識のための啓発に努めます。	・妊娠届出時に説明 ・妊娠届出数：299件 ・マタニティひろば： 来所16回 126人	A	予定通り実施できた	・妊娠届出時に説明 ・妊娠届出数：320件 ・マタニティひろば： 来所16回 130人	64	子育て支援課										

担当課評価の目安

評価	評価の目安
A	十分取り組めた
B	ある程度取り組めたが課題は残る
C	取り組みが不十分であり改善を要する
D	取り組めておらず見直しを要する
E	事業未実施など

